

令和 7 年第 3 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

(令和 7 年 9 月 26 日提出 追加報告第 1 号、第 2 号)

説 明 書 目 次

番号	項 目 名	ページ
1	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	P 3
2	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	P 3
3	議案説明資料 参照法令等	P 4

ただいま上程されました追加議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、報告 2 件であります。

追加報告第 1 号及び追加報告第 2 号は、専決処分事項の報告についてであります。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分をすることができるものとして、100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関することについて専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました追加議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議会の委任による専決処分〕

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

□ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 17 年 4 月 8 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。</u>	平成 17 年第 1 回 さくら市議会臨時会	議員案第 5 号	平成 17 年 4 月 8 日